

2 第二条の規定（附則第一条第三号口に掲げる改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正後の預託等取引に関する法律（以下この条において「新預託法」という。）第三条第二項の規定は、施行日以後に締結され、又は更新される新預託法第二条第四項に規定する預託等取引契約については適用し、施行日前に締結され、又は更新された第二条の規定による改正前の特定商品等の預託等取引契約に関する法律（以下この条において「旧預託法」という。）第二条第一項第一号に規定する特定商品又は同項第二号に規定する施設利用権の同項に規定する預託等取引契約については、なお従前の例による。

3 新々預託法第三条第三項及び第四項の規定は、第三号施行日以後に締結され、又は更新される新々預託法第二条第四項に規定する預託等取引契約について適用する。

4 新預託法第四条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する行為について適用し、施行日前にした旧預託法第五条第一号に規定する行為については、なお従前の例による。

5 新預託法第七条の規定は、施行日以後に締結され、又は更新される新預託法第二条第四項に規定する預託等取引契約については適用し、施行日前に締結され、又は更新された旧預託法第二条第一項に規定する預託等取引契約については、なお従前の例による。

6 新預託法第十九条第一項、第二十条第一項若しくは第二十一条第一項から第三項までの規定は、新預託法第二条第二項に規定する預託等取引業者が施行日以後にする新預託法第十九条第一項各号に掲げる行為又は新預託法第二条第三項に規定する勧誘者が施行日以後にする新預託法第四条若しくは第五条の規定に違反する行為若しくは新預託法第十九条第一項第二号に掲げる行為について適用し、旧預託法第二条第二項に規定する預託等取引業者が施行日前にした旧預託法第三条から第六条までの規定に違反する行為又は旧預託法第二条第三項に規定する勧誘者が施行日前にした旧預託法第四条第一項若しくは第五条の規定に違反する行為については、なお従前の例による。

7 施行日から第三号施行日の前日までの間における新預託法第二十八条の規定の適用については、同条中「第二項、第三項第三項」とあるのは、「第二項」とする。

（罰則に関する経過措置）  
 第四条 前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）  
 第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）  
 第六条 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後二年を経過した場合において、同号イ及びロに掲げる改正規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定めるもののほか、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（金融商品取引法等の一部改正）  
 第七条 次に掲げる法律の規定中「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」を「預託等取引に関する法律」に改める。

一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条の四第一項第一号ハ及び第三十三條の五第一項第二号

二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第九十八条第五号

三 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第六條第二項第三号

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第七十條第一項第五号

五 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一号）第十五條第一号ウ

六 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項第十一号及び第六條第二項第四号

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）  
 第八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三中第九十一号を第九十二号とし、第六十五号から第九十号までを一号ずつ繰り下げ、第六十四号の次に次の一号を加える。

六十五 預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）第三十二条（勧誘等の禁止等）の罪

水循環基本法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

内閣総理大臣 菅 義偉  
 法務大臣 上川 陽子  
 農林水産大臣 野上浩太郎  
 経済産業大臣 梶山 弘志

法律第七十三号

水循環基本法の一部を改正する法律  
 水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

御名 御璽

令和三年六月十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

第四条中「施策」の下に「（地下水の適正な保全及び利用に関する施策を含む。以下同じ。）」を加える。

第十二条中「水循環に関して講じた」を「講じた水循環に関する」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

（地下水の適正な保全及び利用）  
 第十六条の二 国及び地方公共団体は、前三条に定めるもののほか、地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存、地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置又はこれに類する業務を行う既存の組織の活用、地下水の採取の制限その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則  
 この法律は、公布の日から施行する。

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年六月十六日

内閣総理大臣 菅 義偉  
 国土交通大臣 赤羽 一嘉

内閣総理大臣 菅 義偉  
 国土交通大臣 赤羽 一嘉

内閣総理大臣 菅 義偉

内閣総理大臣 菅 義偉